

新型コロナウイルス感染症対策 3密回避補助金について

○目的

これからは、新型コロナウイルス感染症と共存していく世の中となり、感染拡大防止対策と社会経済活動を両立する環境の構築が必要となっている。

それに向けて、国は、「新しい生活様式」を示し、感染拡大を予防する新しい生活様式に移行していく必要があるとした。

そこで、3密回避対策を行う中小企業者を支援するため補助金を交付する。

○概要

感染拡大防止対策と社会経済活動の両立を念頭に、3密回避対策を実施する中小企業者に補助金を交付する。

○補助対象

(1)対象事業者

市内に事業所を有する中小企業者

(2)補助対象期間

5月14日(木)(静岡県の緊急事態宣言解除の日)～9月30日(水)まで

(3)対象要件

- ・工事を伴うものは、市内業者を活用すること
- ・物品購入等は、市内業者の活用を優先すること
- ・自社において使用するもの
- ・交付を受けられるのは1回限り

<想定される利用>

テレワーク環境の整備、オンライン会議の環境整備、換気設備の工事
手洗い場の設置、非接触型体温計 等

物品の購入

(消毒液、マスク、手袋、石けん・ハンドソープ、衝立、空気清浄機 等)

○申請受付期間

議決の日の翌日から令和2年9月30日(水)まで

○補助率及び上限額

補助率 2/3 上限額 10万円

○補正予算額

50,000千円

算出根拠：100,000円×500件